

# 計画の位置付け等

## 障がい者計画(6カ年)

- 継続計画（第3次）
- 障害者基本法第11条第3項【抜粋】  
市区町村における障害者のための施策に関する基本的計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

## 障がい福祉計画(3カ年)

- 継続計画（第5期）
- 障害者総合支援法第88条第1項【抜粋】  
市町村は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

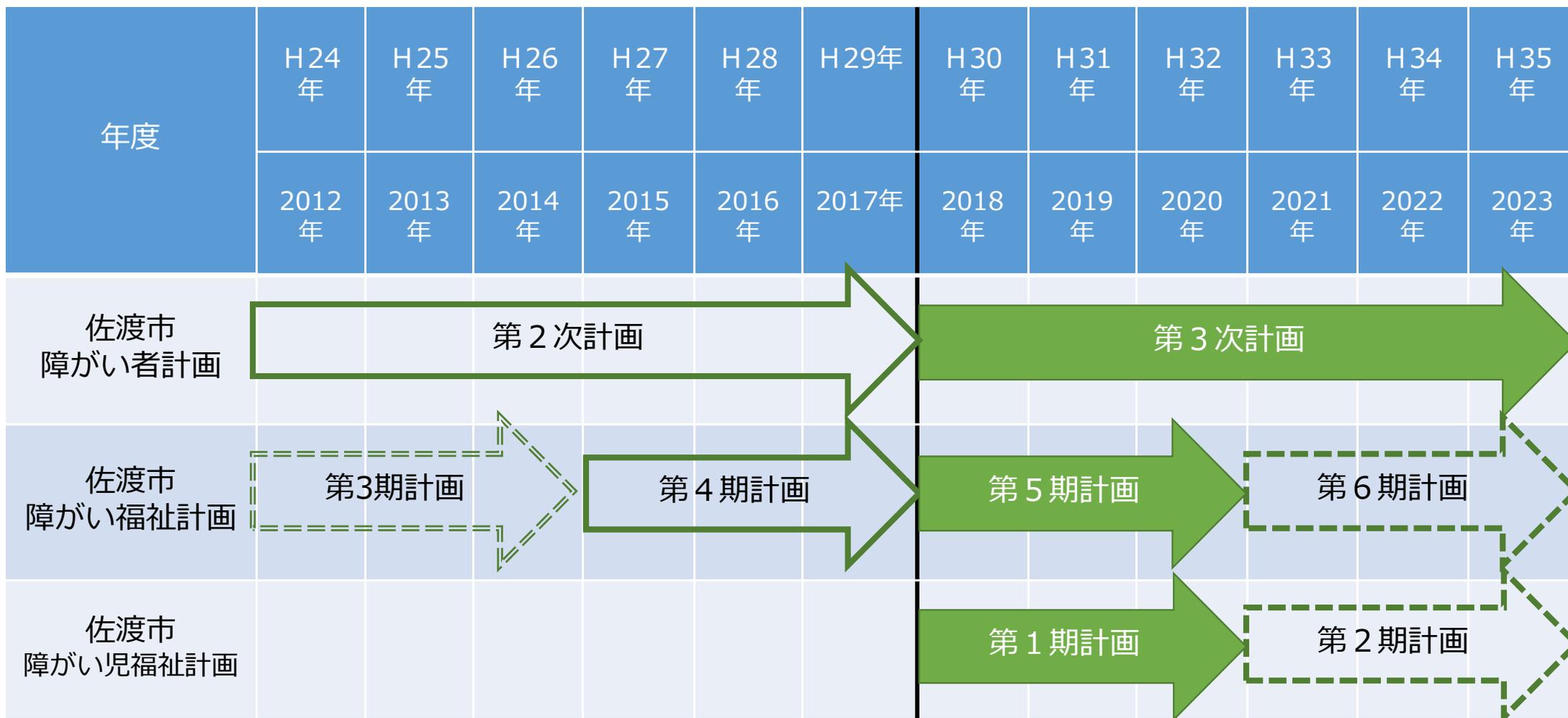
## 障がい児福祉計画(3カ年)

- **新規計画**
- 児童福祉法第33条の20第1項【抜粋】  
市町村は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

## 《成年後見制度利用促進基本計画》

- 成年後見制度利用促進法第23条第1項  
市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとする。

# 各計画期間について



# 今後の計画スケジュール（案）

年 月	内 容	自立支援協議会開催予定
平成29年7月	・ 現行計画の実績報告 ・ アンケート調査票（案）協議	第1回自立支援協議会
平成29年8月	アンケート調査票発送	
平成29年10月	計画案①を協議	第2回自立支援協議会
平成29年12月	計画案②を協議	第3回自立支援協議会
平成30年1月	パブリックコメント	
平成30年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	第4回自立支援協議会
平成30年3月	計画印刷・配布	